

別表1

事業内容	補助対象となる取組	事業実施主体	補助率
農山村集落の維持・発展を目指し、地域ビジネスの拠点につながる、経営基盤強化及び地域貢献に取り組む農産物等直売所を支援する。	(1)生産・出荷に関する取組 ア 新規品目の導入 イ 新たな生産者の確保 ウ 出荷者への集荷 エ その他生産・出荷に関する活動  (2)販売・流通に関する取組 ア 個人宅への商品配達 イ インターネット販売 ウ アプリ導入など情報発信の強化 エ 新たな加工品の開発 オ その他販売・流通に関する活動  (3)地域の活性化に関する取組 ア 農泊、観光農園等と連携した取組 イ 体験メニューの開発 ウ 食育活動 エ 郷土料理の継承 オ その他地域の活性化に関する活動	経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した農業者が組織する団体、農業協同組合、民間事業者、公社（運営する直売所の直近の年間売上額が30,000千円以上100,000千円未満の事業実施主体に限る。）	定額 (事業に係る経費に限る。また、1事業実施主体あたり限度額500千円とする。)

別表 2

長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業費補助金の補助対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な資材費 ・自動車の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

※直接的な取組とはならない先進地視察等は補助対象外となります。